

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 事例の追加などに対応して発行される追録(有料)をさしかえただけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本 (B5判縮小)

第3章 損害の算定

解説

1 小児の高次脳機能障害における異常の有無と程度の判断時点

脳外傷による高次脳機能障害の場合、一般的に成人被害者は、急性期の症状の回復が急速に進み、それ以降は自立した回復が見られなくなるという時間的経過をたどることが多いのに対して、乳幼児の場合には、障害の回復に当たって、脳の可塑性と家庭での養護性の影響が大きいことに配慮する必要があると考えられています(平成19年2月2日付および平成23年3月4日付「自賠責保険における高次脳機能障害認定システムの充実について」(自賠責保険における高次脳機能障害認定システム検討委員会報告書))。

このことから、後遺障害の有無および程度の判断の時期を成人と同じように考えることは、必ずしも相当ではありません。

平成19年度に改訂された自賠責保険の高次脳機能障害認定システムでは、適切な経過観察期間、例えば、乳児では幼稚園などで集団生活を開始する幼児期まで、幼児では就学期に達するまでを設け、幼稚園、学校や施設などにおける適応状況を調査することが必要と考えられるとしています。

ここでは、「集団生活への適応困難さの有無が、成人後の自立した社会生活や就労能力に反映される可能性があると考えるからである。」とされ、「小児では、本来は乳児は幼稚園、幼児は就学期まで、等級評価を行わないことが妥当と考える。すなわち、事故による異常の有無や程度は、ある程度被害者の成長を待たなければ判定できないことが多い、将来成人後に、どの程度の能力低下が生ずるかは、成長過程を観察しな

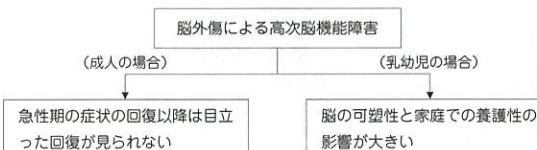
◆ 小児の高次脳機能障害の賠償上の問題点

Q 小児の高次脳機能障害の賠償上留意しなければならない問題点を教えてください。

A 小児の高次脳機能障害においては、成人と異なり、事故による異常の有無程度は、ある程度被害者の成長を待たなければ判定できないことが多いことを注意する必要があります。

他方で、障害の回復に当たって、脳の可塑性と、家庭での養護性の影響が大きいことから、被害者の症状(と思われるもの)が、事故との因果関係を有するかどうかの問題となることがあります。

<小児の高次脳機能障害の留意点>



第3章 損害の算定

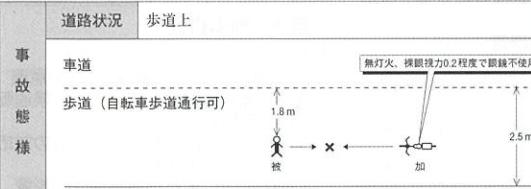
事例 歩道上での人と自転車の衝突事故の過失相殺

■事例の概要■

日没後、幅2.5メートルで自転車歩道通行可の歩道内の車道側から1.8メートル地点を歩いていた歩行者が、無灯火の状態で対向してきた裸眼視力0.2程度鏡不使用の者が運転する自転車に正面から衝突され、転倒、その後死亡しました。

本事例は、歩道上での人と自転車との衝突事故であり、①自転車事故であること、②歩道上における歩行者との間の事故であるという点が、本事例による過失相殺の判断においていかなる影響を与えるかが問題となっています。

(大阪地判平19・7・10交民4・4・4)



ポイント

争点 歩道上での人と自転車の衝突事故の過失割合

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号

東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

(2023.6) 617-1 ©

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インク」を使用しています。
ECO

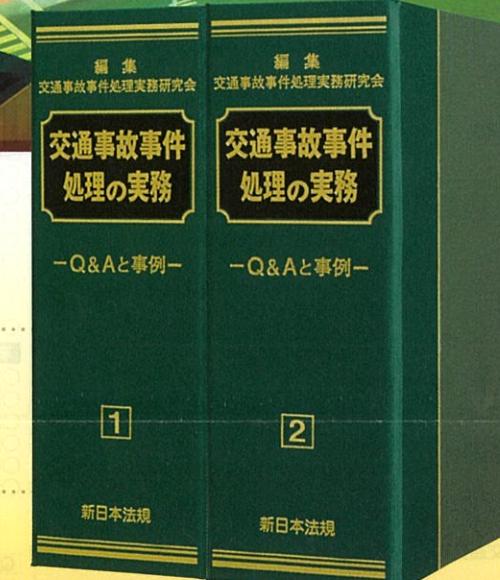
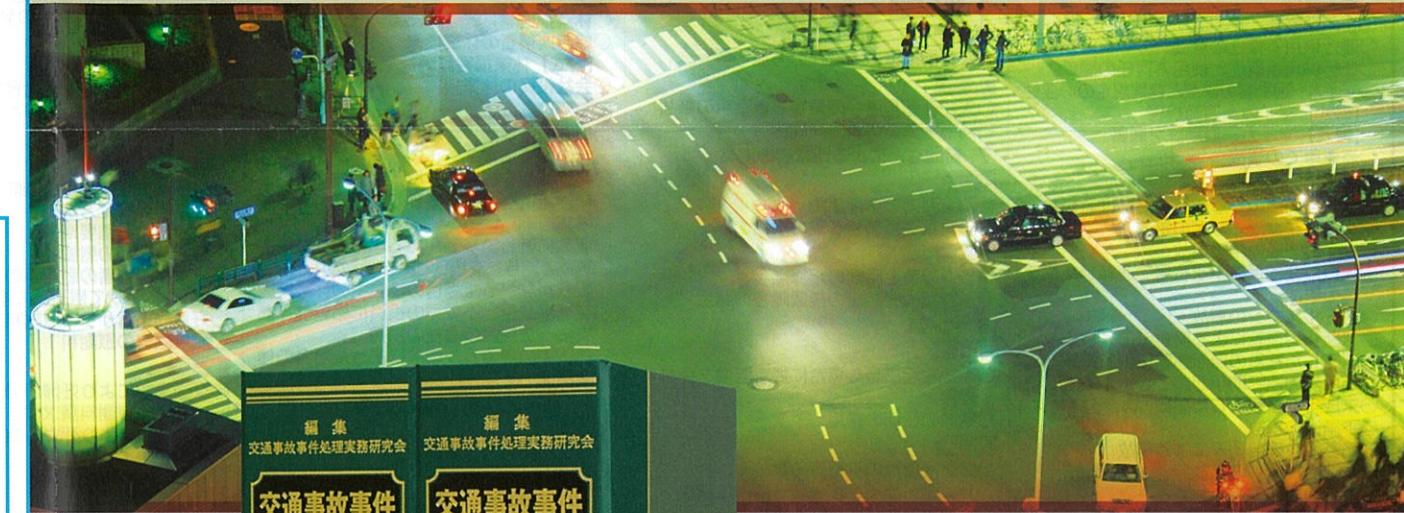
紛争解決に役立つ最新の実務解説書!

交通事故事件処理の実務

- Q&Aと事例 -

編集 交通事故事件処理実務研究会

[代表] 坂東 司朗 (弁護士)



◆【Q&A】では、交通事故事件をめぐる法律実務の基本から処理に迷う問題まで、幅広く取り上げています。適宜、フローチャートや一覧表を示してわかりやすく解説しています。

◆【事例】では、最新、注目の判例を中心に最前线の事件を紹介しています。争点・判断を簡潔に示した上で、問題解決のポイントを解説しています。

◆執筆は、経験豊富な弁護士と保険実務に精通した専門家が携わっています。

追録購読者特典 電子書籍版を無料で利用できます。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,124頁
定価15,400円(本体14,000円) 送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 事故の受任・調査

Q&A

- 事故聴取内容のポイント
- 事故発生状況報告書の作成
- 【書式】事故発生状況報告書
- 実況見聞調書の入手方法等
- 調査会社による交通事故調査
- 事故の原因となる事象
- 事故解析

第2章 損害賠償責任

1 自動車事故における責任

- 自動車事故による損害賠償責任発生の根拠
- 過失責任
- 使用者責任
- 運行供用者責任の意義
- 運行供用者責任と使用者責任の関係
- マイカー通勤者の事故と管理規定の必要性
- 【書式】マイカー通勤規程
- 【書式】マイカー通勤許可願書
- 盗難車での事故

事例

- 構内自動車の一般道路上における事故
- バス・タクシーなどの事故
- マイカー通勤中の事故
- 休日に会社保有車を私用で運転した従業員の事故
- セールスマンの事故
- 無断私用運転による同乗者の死亡事故
- 退職した社員の無断運転による事故
- 無免許の運転助手が起こした事故
- 未成年者が起こした事故
- 下請人の事故
- 名義残りの自動車による事故
- ハンドル貸しの事故
- 借主の事故
- レンタカーの事故
- リース車の事故
- 所有権留保付販売により購入した自動車の譲渡担保権設定
- 所有権留保付買賣の自動車の事故
- 陸送業者の事故
- 運転代行業者の事故
- 自動車修理業者の事故
- 車体への社名表示を許諾した自動車の事故

2 自賠法3条における運行

- 自賠法3条の「その運行によって」の意義

事例

- 故障車をロープで牽引中の事故
- トラック荷降ろし作業中の事故
- 積載物の落下事故
- 駐停車中の自動車の事故
- 駐車車両によるガス中毒事故

3 他人性

- 自賠法3条の「他人」の意義

事例

- 交替運転による事故(共同運行供用者)
- 泥酔した子に代わり友人が運転中の事故(対親・友人)
- 役員が私用のために社有車を運転させている間の事故

4 管理者等の責任

- 会社代表者と代理監督者責任
- 落石により起きた事故と道路管理者の責任
- 無人踏切で事故が発生した場合における踏切管理者の賠償責任
- 犬が原因で起きた事故における飼い主の責任
- 欠陥車の事故

事例

- 過失が原因で追突事故を起こしたトラック運転手を管理すべき、車両の運行管理者の責任
- 歩行者同士の事故

5 共同不法行為

Q&A

- 共同不法行為
- 飲酒同乗者の責任
- 飲酒同席者の責任
- 路面陥没と共同不法行為
- 交通事故と医療過誤の競合
- 不真正連帯債務者のうちの1人に対する免除と他債務者への影響
- 共同不法行為者間の求償
- 社員への求償

事例

- 2台の車に相前後してはねられて死亡した場合

6 好意同乗

Q&A

- 好意同乗による責任の有無

事例

- 夫が運転し妻が同乗する自動車の事故
- 同一事故による夫婦間訴訟

7 時効などによる請求権の消滅

Q&A

- 消滅時効の中止事由
- 不真正連帯債務者間の求償

事例

- 後遺障害と時効の起算点
- 示談契約締結後の後遺障害の発生

8 免責

Q&A

- 事故を起こした場合に損害賠償を免れる要件
- 信頼の原則の適用

事例

- 赤信号無視の歩行者の事故
- センターラインオーバーによる事故
- 心神喪失状態における事故

第3章 損害の算定

1 積極損害

1 治療費

Q&A

- 治療費の範囲

事例

- 自由診療の場合の診療報酬額
- 症状固定後の治療費、将来の治療費、手術費用等
- 特別室使用料、差額ベッド代
- 鍼灸、マッサージ費用、温泉治療費等

2 交通費・付添費・雜費

Q&A

- 将来の入院雜費の範囲
- 付添いあるいは見舞いのための交通費の範囲
- 完全看護と付添看護費用

事例

- 通院にタクシーを使った場合の通院交通費

3 介護費用

Q&A

- 将来介護料と高額化
- 高次脳機能障害による介護費用および介護費用の認定方法
- 被害者が事故と無関係な疾病で死亡した場合の将来介護費

事例

- 植物状態にある被害者の将来介護費用等
- 複数の職業付添人介護費用
- 高次脳機能障害をのこし、現在施設介護中の被害者の在宅介護を前提とする介護費用
- 近親者の負担が重い場合の介護料

事例

- 近親者が付添看護をした場合の当該近親者の休業損害相当額の請求
- 近親者介護と職業付添人介護の関係と介護費用
- 身体的介護と看視・声掛けの介護料単価の差
- PTSDの被害者の付添看護費

4 その他

Q&A

- 医師への謝礼
- 装具、器具購入費の範囲
- 葬儀費用、墓石、仏壇購入費等の範囲

事例

- 家屋改造費および自動車改造費
- 弁護士費用

2 消極損害

1 休業損害

- (1) 給与所得者、個人事業主、会社役員等

Q&A

- 休業損害
- 給与所得者の休業損害

【書式】休業損害証明書

○会社役員の休業損害

事例

- 給与所得者が、症状固定前に退職した場合の休業損害

- 有給休暇を取得した場合の休業損害
- 申告所得を上回る基礎収入に基づく休業損害

- 収入に著しい変動がある場合の休業損害
- 専従者給与を支払っている場合の休業損害
- 減収がなかった場合の事業主の休業損害
- 交通事故後、不就労の役員に給料などを支払った場合の会社の損害

- 休業中の無職者が事故にあった場合の休業損害

(2) 家事従事者、兼業主婦等

Q&A

- 家事従事者の休業損害

事例

- パートタイマー、内職等の兼業主婦の休業損害
- 男性の家事従事者の休業損害

2 逸失利益

(1) 後遺障害逸失利益

Q&A

- 後遺障害と後遺障害による逸失利益
- 症状固定概念の役割
- 定期金賠償が認められる場合

(2) 死亡逸失利益

Q&A

- 死亡による逸失利益とその算定方法
- 死亡による逸失利益算定における生活費控除

- 交通事故死による年金の支給停止と逸失利益

(3) 逸失利益の算定

Q&A

- 中間利息控除の利率
- 主婦の逸失利益の算定

- 学生、生徒、幼児等の逸失利益の算定

- 会社役員の逸失利益の算定
- 外国人の逸失利益の算定の留意点

- 無職者(失業者)の逸失利益の算定
- 労働能力喪失率表より高い喪失率が認められる場合

- 労働能力喪失率表よりも低い喪失率が認められる場合

事例

- 症状固定まで10年以上を要した被害者の逸失利益の算定における中間利息控除の基準日
- 一人暮らしの無職の高齢者の逸失利益
- 会社役員、従業員の後遺障害や死亡による企業の逸失利益
- むちうち症(軽度の神経症状)の労働能力喪失期間

- 外貌の醜状障害と逸失利益の算定
- 男性の顔面醜状による逸失利益
- 後遺障害発生後死亡するに至った場合の逸失利益の算定方法
- 植物状態被害者の逸失利益算定における生活費控除
- 後遺障害が発生しても減収がない場合の逸失利益
- 小さな後遺障害で大きな収入減があった場合の逸失利益
- ETC車線での追突事故の逸失利益
- 駐車場での車両に追突した事故の逸失利益
- ゼブライジンに停車中の車両に衝突した事故の逸失利益
- 道路上の障害物が原因となり発生した事故の逸失利益
- 高速道路上における歩行者との衝突事故の逸失利益
- 高速道路上における歩行者との衝突事故の逸失利益
- ETC車線での追突事故の逸失利益
- 駐車場内における歩行者と四輪車の接触事故の逸失利益
- 歩道上の車両に衝突した事故の逸失利益
- 横断歩道と左折四輪車との衝突事故の逸失利益
- 歩行者が加害者となった場合の逸失利益
- 單車と四輪車の非接触事故の逸失利益

3 非典型的な後遺障害

Q&A

- 高次脳機能障害の後遺障害
- 小児の高次脳機能障害の賠償上の問題点
- 軽症頭部外傷(MTB)
- 低脳液圧症候群(脳脊髄液減少症)
- 交通事故によるRSDの発症
- 交通事故とPTSD

事例

- PTSDによる労働能力喪失期間

○PTSDによる後遺障害と素因減額

第3章 慰謝料

Q&A

- 慰謝料の性質および機能
- 慰謝料の算定方法
- 慰謝料の考慮要素
- むちうち症の慰謝料
- 外国人被害者の慰謝料の考慮要素
- 素因減額を行う場合の過失相殺の類推適用
- 男女間ににおいて慰謝料に差を設ける合理性
- 好意同乗者からの慰謝料請求
- 親族固有の慰謝料

事例

- 加重障害による損害の算定

○加重障害による損害の算定

Q&A

- 交通事故により妊娠が流産した場合における夫の慰謝料請求権
- 交通事故により死亡した者の慰謝料請求権

事例

- 死亡事故により生命保険金を受領した場合の損益相殺

○人身傷害保険金の損傷額からの控除

第4章 物損

Q&A

- 修理費の算定方法
- 部品交換、全塗装の必要性の判断
- 代車費用の認定
- 車体損害の認定
- 購入直後に全損した場合の損害額
- リースや割賦販売の自動車が損傷したときの損害賠償請求権者
- 物損事故の場合の慰謝料の認定

事例

- 市場では入手困難な車両の買替費用
- 改造車の修理費用および価格算定
- 店舗に車が飛び込み本業した場合の損害
- 競走馬やペットを死傷させた場合の損害
- 事故車の牽引料、引上料、保管料
- 着衣・装飾品の損害の自賠法3条に基づく請求

○過失相殺

Q&A

- 過失相殺の性質と基準
- 被害者の過失を把握するまでの留意点
- 過失相殺認定基準
- 裁判所の過失相殺認定
- 過失相殺基準における重過失の意義

○高速道路上の事故の過失割合の留意点

○自転車が被轢に遭い、またははがされた場合の過失相殺の留意点

○シルバーマーク、若葉マーク標識をつけた高齢者、初心者の事故の過失相殺

事例

- 共同不法行為における過失相殺の方法
- 被害者が受けた医療行為により損害が拡大した場合の過失相殺の方法
- 被害者側の過失の考慮
- 運転手の過失を被害者側の過失としてしんしゃくすることの可否
- むちうち症(軽度の神経症状)の労働能力喪失期間

- 歩行者(路上横臥者(泥酔))と車両の事故の過失相殺
- ヘルメット不着用の単車と四輪車の事故の過失相殺
- シートベルト不着用による事故の過失相殺
- 高速道路上の落下物による事故における当事者の過失相殺
- 高速道路上における歩行者との衝突事故の過失相殺
- ETC車線での追突事故の過失相殺
- 駐車場内に追突した事故の過失相殺
- ゼブライジンに停車中の車両に衝突した事故の過失相殺
- 道路上の障害物が原因となり発生した事故の過失相殺
- 高速道路上における歩行者との衝突事故の過失相殺
- 車両の過失による過失相殺
- 道路上の障害物が原因となり発生した事故の過失相殺
- 高速道路上における歩行者との衝突事故の過失相殺
- 車両の過失による過失相殺
- 道路上の障害物が原因となり発生した事故の過失相殺
- 高速道路上における歩行者との衝突事故の過失相殺
- 車両の過失による過失相殺
- 道路上の障害物